同号を同表の第三号とし、同表の第五号を削り、同表の第六号を同表の第四号とし、同表の第七号の上欄中「第七号」を「第五号」に改め、同号を同表の第五号とし、同条第四項、第九項及び第十二項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十四項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第十六項第一号イ中「第六号」を「第七号」に改め、同項第二号中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十八条の七十九第一項中「（前条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「で同表」を「で前条第一項の表」に、「第七号」を「第五号」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同項第二号中「第七号」を「第五号」に改め、同条第五項第二号、第八項、第九項、第十五項及び第十六項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第十九項中「第六号」を「第四号」に改める。

第六十八条の八十中「（第六十八条の七十八第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては、令和三年三月三十一日）」を削り、「同表」を「第六十八条の七十八第一項の表」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第六十八条の八十五第十四項第二号イ中「第六号」を「第七号」に改める。

第三章第二十節を次のように改める。

第二十節　株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例

第六十八条の八十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、その有する株式（以下この項において「所有株式」という。）を発行した他の法人を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付により当該所有株式を譲渡し、当該株式交付に係る株式交付親会社（同号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の交付を受けた場合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該所有株式の当該株式交付の直前の帳簿価額に相当する金額に株式交付割合（当該株式交付により交付を受けた当該株式交付親会社の株式の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）のうちに占める割合をいう。）を乗じて計算した金額と当該株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（当該株式交付親会社の株式の価額並びに剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。）とを合計した金額とする。

２　前項の交付を受けた株式交付親会社の株式の取得価額その他同項の規定の適用がある場合における法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の八十九第一項ただし書中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加え、同条第二項中「前項中」を「同項中」に改め、同条第五項第四号中「もの」の下に「その他資金の調達に係るもの」を加える。

第六十八条の八十九の二第二項第三号イ中「ホ(1)」を「ヘ(1)」に、「ホに」を「ホ及びヘに」に改め、同号ロ中「(ホ」の下に「及びヘ」を加え、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の締結した保険契約及び同条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約に係る支払利子等のうち政令で定めるもの　当該支払利子等の額のうち政令で定める金額

第六十八条の九十一第九項中「第六十八条の十第八項、」及び「、第六十八条の十五の四第十一項」を削り、「又は第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」を「、第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める。

第六十八条の九十二第二項後段及び第九項後段を削り、同条第十六項中「第二項前段又は第九項前段の」を「第二項又は第九項の」に、「同法」を「同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十二第二項及び第九項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、」を「は、」に、「第六十八条の九十二第二項前段又は第九項前段」を「第六十八条の九十二第二項又は第九項」に改める。

第六十八条の九十三の三第九項中「第六十八条の十第八項、」及び「、第六十八条の十五の四第十一項」を削り、「又は第六十八条の十五の六の二第七項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改める。

第六十八条の九十三の四第二項後段及び第八項後段を削り、同条第十四項中「第二項前段又は第八項前段の」を「第二項又は第八項の」に、「同法」を「同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二中「を除く」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の四第二項及び第八項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける部分の金額を除く」と、同法」に、「は、」を「は　」に、「第六十八条の九十三の四第二項又は第八項」を「第六十八条の九十三の四第二項前段又は第八項前段」に改める。

第六十八条の九十四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十五の次に次の一条を加える。

（連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）

第六十八条の九十五の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定投資運用業者に該当するものが、令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度（新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第　号）の施行の日以後に終了する連結事業年度に限る。）においてその業務執行役員（法人税法第三十四条第一項第三号に規定する業務執行役員をいう。）に対して同条第五項に規定する業績連動給与（その同号イ(1)を除く。）に規定する算定方法がその運用財産（当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者のために運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この項において同じ。）の運用として行つた取引により生ずる利益（当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定方法を当該運用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する権利者に対して事前に示している場合として政令で定める場合に該当する場合における当該運用財産に係る利益に限る。）に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。以下この項において「特定業績連動給与」という。）を支給する場合には、当該特定業績連動給与に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同号イ(3)に係る部分を除く。）の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人が金融商品取引法第四十六条の二第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第六十三条の十二第二項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合及び同法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により提出するこれらの規定の事業報告書（インターネットを利用する方法により金融庁長官が公表するものに限る。以下この項において「公表事業報告書」という。）は、同号イに規定する有価証券報告書とみなす。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、当該算定方法の内容を、同号イ(2)の政令で定める適正な手続の終了の日以後遅滞なく、公表事業報告書に記載して同法第四十六条の三第一項、第四十七条の二、第四十八条の二第一項、第六十三条の四第二項又は第六十三条の十二第二項の規定により提出し、かつ、同法第四十六条の四、第四十七条の三、第六十三条の四第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の十二第三項（同法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により公表したときは、当該算定方法は、同号イ(3)に掲げる要件を満たすものとする。